千葉市いじめ等による重大事態への対処に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、千葉市いじめ等調査委員会設置条例（平成２６年千葉市条例第３号）第２条に規定するいじめ等による重大事態（以下「重大事態」という。）への対処に関し必要な事項を定めるものとする。

（重大事態の調査）

第２条　市長は、教育委員会から重大事態が発生した旨の報告又は当該重大事態に係る調査の結果の報告を受けた場合において、当該重大事態に係る事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図るため必要があると認めるときは、千葉市いじめ等調査委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

２　市長は、児童、生徒、保護者等から重大事態に該当する旨の申立てを受けた場合には、教育委員会に対し当該申立てがあった旨を通知するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図るため必要があると認めるときは、委員会に諮問するものとする。

３　市長は、被害を受けた児童又は生徒及びその保護者（以下「被害児童等」という。）以外の者から重大事態に該当する旨の申立てを受けた場合において、前項の規定により諮問するときは、あらかじめ、当該被害児童等から同意を得なければならない。

（被害児童等への情報提供等）

第３条　市長は、委員会から調査の目的、調査の概ねの期間、方法、入手した資料の取扱い等又は調査の進捗状況等の報告を受けた場合には、適時に、かつ、適切な方法で当該被害児童等に説明するものとする。

（報告及び公表）

第４条　市長は、委員会から調査の結果の報告を受けたときは、当該被害児童等、教育委員会及び議会に対してこれを報告するとともに、公表するものとする。

２　前項の規定による報告及び公表に際しては、千葉市情報公開条例

（平成１２年千葉市条例第５２号）第７条各号に掲げる情報の保護について適切な配慮及び措置を施すものとする。

（調査結果等への対処）

第５条　市長は、委員会による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この要綱は、平成２６年４月２３日から施行する。